

第85回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

連 結 注 記 表

個 別 注 記 表

業務の適正を確保するための体制

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)

市光工業株式会社

「連結注記表」、「個別注記表」および「業務の適正を確保するための体制」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.ichikoh.com/ir/stockholder/stock07.html>) に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

■連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 11社
- ・主要な連結子会社の名称 P I A A株式会社
イチコウ・マレーシア・SDN. BHD.
P T. イチコウ・インドネシア

前連結会計年度において持分法適用関連会社でありました無錫光生科技有限公司につきましては、当連結会計年度において出資持分を追加取得し、当社の完全子会社になったことにより、当連結会計年度より持分法適用関連会社から連結子会社に変更されております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

- ・持分法適用関連会社の数 2社
- ・持分法適用関連会社の名称 ヴアレオ市光ホールディング
法雷奥市光（中国）車灯有限公司（当連結会計年度において、湖北法雷奥車燈有限公司から商号変更を行っております。）

(2) 持分法を適用していない非連結子会社または関連会社の状況

- ・主要な会社の名称 容城来福灯泡有限公司
- ・持分法を適用しない理由 容城来福灯泡有限公司に対する投資については、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、重要性に乏しいため、持分法を適用しておりません。

- (3) ヴアレオ市光ホールディングおよび法雷奥市光（中国）車灯有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、無錫光生科技有限公司の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

その他の連結子会社の事業年度末日は連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

①有価証券

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

製品、原材料、仕掛品

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

10年～50年

機械装置及び運搬具

4年～12年

工具器具及び備品

2年～10年

②無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

③リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、および特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

③賞与引当金

当社および国内連結子会社は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④役員賞与引当金

当社および国内連結子会社は、役員賞与の支出に備えるために、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。

⑤環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。

(会計上の見積りの変更)

(退職給付に係る負債の数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数の変更)

当社および一部の国内連結子会社では、従来、数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数を14年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当連結会計年度より、費用処理年数を13年に変更しております。

これにより、従来の費用処理年数によった場合に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ259百万円減少しております。

(5) 重要なヘッジ会計の処理方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象 … 変動金利借入金利息、外貨建予定取引

③ヘッジ会計の方針

金利スワップについては、借入金利息の金利変動リスクを回避する目的で、為替予約については、外貨建取引の為替変動リスクを回避する目的でそれぞれ利用しております。

④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累積を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、特例処理の要件を満たすと判断される場合、その判断をもって有効性の評価に代えております。

また、為替予約については、外貨建予定取引と同一通貨で同一時期の為替予約取引を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されているので、その判定をもって、有効性の判定に代えております。

(6) のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、6年間の定額法により償却を行っております。

(7) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の設定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が113百万円増加し、利益剰余金が113百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(費用計上区分の変更)

当社および連結子会社は、当連結会計年度より、従来、売上原価に計上していた研究開発費および製造所の間接部門の費用の一部を販売費及び一般管理費に、また、販売費及び一般管理費に計上していた物流および品質部門の費用の一部を売上原価に計上する方法に変更しております。

近年の海外提携先とのアライアンスの進展を受けて、当社および連結子会社は事業活動の見直しおよび組織の変更を実施し、また新基幹システムを導入してまいりました。この結果、当連結会計年度より新たな経営管理体制の本格的な運用をしております。当該会計方針の変更は、この新経営管理体制に対応すべく、売上原価並びに販売費および一般管理費の範囲を見直したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の遡及適用後の期首残高は169百万円減少しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形及び売掛金	4,314百万円
建物及び構築物	4,484百万円
土地	1,447百万円
計	<u>10,246百万円</u>

(2) 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	1,699百万円
長期借入金	<u>7,500百万円</u>
計	<u>9,199百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 53,213百万円

3. 受取手形の割引高 193百万円

4. 偶発債務

当社は、米国司法省より反トラスト法に関連し、自動車部品事業に関する情報の提供を求められております。また、当社の自動車用ランプ製品について、独占禁止法上の違反行為に係る公正取引委員会の命令を受けて課徴金を納付したことおよび米国反トラスト法上の違反行為があったとの主張に基づき、カナダ国および米国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）の提起を受けております。これら一連の事項に関連して、罰金、損害賠償金等の金銭的負担が生じる可能性があります。現時点では連結計算書類に与える影響額を合理的に見積ることは困難であります。

連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産または資産グループの概要

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、工具器具及び備品、リース資産	タイ チョンブリ県

(2) 減損損失の認識に至った経緯

事業用固定資産における収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなったため、減損損失を特別損失として計上しております。

(3) 減損損失の金額

建物及び構築物	341百万円
機械装置及び運搬具	188百万円
工具器具及び備品	15百万円
リース資産	1,312百万円
合計	<u>1,857百万円</u>

(4) 資産のグルーピングの方法

原則として、当社においては事業部又は事業所単位にグルーピングをし、子会社においては子会社単位にグルーピングをしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産の回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額を使用しており、使用価値の算定に用いる割引率は8.5%を用いております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数

普通株式 96,036,851株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年 6月27日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	143	1.5	平成26年 3月31日	平成26年 6月30日
平成26年 11月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	143	1.5	平成26年 9月30日	平成26年 12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年 6月26日 定時株主 総会（予 定）	普通株式	利益剰余金	143	1.5	平成27年 3月31日	平成27年 6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金並びに電子記録債権に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理および残高管理を行ない、リスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行なっております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）および設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施し、また外貨建の長期借入金の為替変動リスクに対して為替予約取引を実施して将来の支払金額の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引の執行、管理は、社内規程に基づき、資金担当部門が決裁責任者の承認を得て行なっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	10,092	10,092	—
(2) 受取手形及び売掛金	17,553	17,553	—
(3) 電子記録債権	1,316	1,316	—
(4) 投資有価証券			
満期保有目的の債券	100	103	3
その他有価証券	7,020	7,020	—
(5) 支払手形及び買掛金	(18,725)	(18,725)	—
(6) 短期借入金	(1,979)	(1,979)	—
(7) 長期借入金	(16,297)	(16,247)	50
(8) リース債務	(6,171)	(6,168)	2
(9) デリバティブ取引	(82)	(82)	—

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、並びに(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7)長期借入金、並びに(8)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行なった場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9)デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利スワップおよび為替予約であります。それぞれの時価については、金融機関から提示された価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

非上場株式(※1)	180
関係会社株式(※1)	50

(※1) 非上場株式および関係会社株式については、市場性がなく、かつ将来キャッシュ・フローなどを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の連結子会社では、一部の固定資産(土地を含む)について、賃貸用として保有しております。平成27年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は194百万円(賃貸収入は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は次のとおりであります。

2. 賃貸不動産の時価等に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の 時価
当連結会計年度期首 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	
1,580	△1,250	329	340

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度における減少額は、賃貸用の店舗および遊休資産の売却1,211百万円並びに減価償却費39百万円であります。なお当期における増加はありません。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行なったものも含む。）であります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	237円98銭
1株当たり当期純利益	24円64銭

企業結合に関する注記

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称およびその事業の内容

被取得企業の名称 無錫光生科技有限公司

事業の内容 自動車用部品（ドアミラー、金型、治具）開発・製造・販売、技術サービス提供

(2) 企業結合を行った主な理由

無錫光生科技有限公司を完全子会社化することにより、自動車部品事業における国内外の一体化と経営スピードの迅速化により、グローバルな事業基盤の強化と連結業績の向上を図るためです。

- (3) 企業結合日
平成26年12月18日
- (4) 企業結合の法的形式
現金を対価とする出資金の取得
- (5) 結合後企業の名称
結合後の企業名称の変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
取得直前に所有していた議決権比率 50.0%
企業結合日に追加取得した議決権比率 50.0%
取得後の議決権比率 100.0%
- (7) 取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として出資持分を取得したためです。

2. 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

無錫光生科技有限公司の決算日は12月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。平成26年10月1日をみなし取得日としているため、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの業績を当連結会計年度に係る連結損益計算書に含めております。

なお、平成26年1月1日から平成26年9月30日までの業績は、持分法による投資利益として計上しております。

3. 被取得企業の取得原価およびその内訳

取得の対価	6,153 百万円
-------	-----------

取得原価	6,153 百万円
------	-----------

4. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得による差益 1,572百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法および償却期間

(1) 発生したのれんのご金額

1,232百万円

(注) のれんのご金額は、当連結会計期間末において取得原価の配分が完了していないため、暫定的に算定された金額であります。

(2) 発生原因

無錫光生科技有限公司の今後の事業展開によって期待される超過収益力であります。

(3) 償却方法および償却期間

6年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	3,729	百万円
固定資産	2,113	百万円
資産合計	5,842	百万円
流動負債	1,388	百万円
固定負債	190	百万円
負債合計	1,579	百万円

7. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額およびその算定方法

売上高	4,692	百万円
営業利益	484	百万円
経常利益	283	百万円
当期純利益	132	百万円

(概算額の算定方法)

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高および損益情報と、取得企業の連結損益計算書における売上高および損益情報との差額を、影響の概算額としております。

なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

以上

■個別注記表

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

- | | |
|-----------------|---|
| ①満期保有目的債券 | 償却原価法（定額法） |
| ②子会社株式および関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③その他有価証券 | |
| ・時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) |
| ・時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) たな卸資産

- | | |
|-------------|--|
| ①製品、原材料、仕掛品 | 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) |
| ②貯蔵品 | 移動平均法による原価法 |

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	4年～12年
工具器具及び備品	3年～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・自社利用のソフトウェア
社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・その他の無形固定資産
定額法によっております。

(3) リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品保証に伴う費用の支出に備えるため、過去の実績率に基づいて算出した見積額、および特定の製品については個別に算出した発生見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金および退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法並びに会計基準変更時差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（13年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間（13年）による定額法により費用処理しております。

会計基準変更時差異については、15年による定額法により費用処理しております。未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用および会計基準変更時差異の未処理額の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

（会計上の見積りの変更）

（退職給付引当金の数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数の変更）

従来、数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理年数を14年としておりましたが、従業員の平均残存勤務期間がこれを下回ったため、当事業年度より、費用処理年数を13年に変更しております。

これにより、従来の費用処理年数によった場合に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ244百万円減少しております。

（4）環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

（5）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（6）役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の処理方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の設定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が32百万円増加し、利益剰余金が32百万円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(費用計上区分の変更)

当事業年度より、従来、売上原価に計上していた研究開発費および製造所の間接部門の費用の一部を販売費及び一般管理費に、また、販売費及び一般管理費に計上していた物流および品質部門の費用の一部を売上原価に計上する方法に変更しております。

近年の海外提携先とのアライアンスの進展を受けて、当社は事業活動の見直しおよび組織の変更を実施し、また新基幹システムを導入してまいりました。この結果、当事業年度より新たな経営管理体制の本格的な運用をしております。当該会計方針の変更は、この新経営管理体制に対応すべく、売上原価並びに販売費および一般管理費の範囲を見直したことによるものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の遡及適用後の期首残高は119百万円減少しております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受 取 手 形	322百万円
売 掛 金	3,991百万円
建 物	4,173百万円
土 地	710百万円
計	<u>9,198百万円</u>

(2) 担保に係る債務

1年以内返済予定の長期借入金	1,500百万円
長 期 借 入 金	<u>7,500百万円</u>
計	<u>9,000百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 37,929百万円

3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	9,290百万円
長期金銭債権	1,945百万円
短期金銭債務	1,041百万円

4. 債務保証

下記関係会社のリース債務に対して、債務保証を行なっております。

イテコウ・インダストリーズ・タイラ ンド CO.,LTD.	3,239百万円
----------------------------------	----------

5. 偶発債務

当社は、米国司法省より反トラスト法に関連し、自動車部品事業に関する情報の提供を求められております。また、当社の自動車用ランプ製品について、独占禁止法上の違反行為に係る公正取引委員会の命令を受けて課徴金を納付したことおよび米国反トラスト法上の違反行為があったとの主張に基づき、カナダ国および米国において損害賠償請求訴訟（集団訴訟）の提起を受けております。これら一連の事項に関連して、罰金、損害賠償金等の金銭的負担が生じる可能性があります、現時点では計算書類に与える影響額を合理的に見積ることは困難であります。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,056百万円
仕入高	9,344百万円
営業取引以外の取引高	3,736百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	139,564株
------	----------

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生 の主な原因別内訳

繰延税金資産

繰越欠損金	2,786百万円
退職給付引当金	2,782百万円
関係会社株式評価損	919百万円
製品保証引当金	485百万円
賞与引当金	440百万円
繰越外国税額控除	446百万円
環境対策引当金	3百万円
棚卸資産	272百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額	1,132百万円
固定資産（減損）	78百万円
資産除去債務	47百万円
減価償却損金算入限度超過額	42百万円
未払事業税	20百万円
その他	341百万円
繰延税金資産小計	9,801百万円
評価性引当額	△9,801百万円
繰延税金資産合計	—百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	1,204百万円
有形固定資産（資産除去債務）	0百万円
繰延税金負債合計	1,205百万円
繰延税金負債の純額	1,205百万円

2. 法人税等の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.2%となります。

この税率の変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

１．子会社および関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称	議決権等 の 所 有 (被 所 有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	P I A A(株)	所有 直接 100. 0%	商品の購入 部品の売却 役員の兼任	資金の貸付 受 取 利 息 (注)1	3, 000 18	短期貸付金	1, 050
子会社	(株)ライフエ レックス	所有 直接 59. 1%	部品の購入 有 償 支 給 役員の兼任	受取配当金	939	-	-
子会社	無錫光生科 技有限公司	所有 直接 100. 0%	当社製品の 製造 役員の兼任	受取配当金	2, 255	-	-
子会社	イチコウ・インダス トリーズ・タイラ ンドCO., LTD.	所有 直接 99. 9%	当社製品の 製造 設計の依頼 債務の保証	資金の貸付 受 取 利 息 (注)1 債務の保証 (注) 2	2, 720 101 3, 239	短期貸付金 (注)3	6, 160
関連 会社	ヴァレオ市光ホ ールディング	所有 直接 15. 0%	中国市場に おけるラン プ事業の統 括	受 取 利 息 (注)1	90	長期貸付金	1, 425

取引条件および取引条件の決定の方針等

(注) １． P I A A(株)およびイチコウ・インダストリーズ・タイランドCO., L T D. 並びにヴァレオ市光ホールディングに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

(注) ２． イチコウ・インダストリーズ・タイランドCO., L T D. におけるリース債務に対して債務保証を行っております。取引金額には、債務保証の期末残高を記載しております。

(注) 3. イチコウ・インダストリーズ・タイランドCO., LTD. に対して有する債権については、貸倒引当金として3,015百万円の計上をしております。また、当事業年度において、貸倒引当金繰入額を2,925百万円計上しております。

2. 役員および個人主要株主等

(単位：百万円)

属性	会社等の 名称又は 氏名	議決権等の 所有（被所 有）割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
役員およびその近親者	オードパディ アリ	(被所有) 直接 0.0%	当社代表取締役社長	社宅の提供 一時帰国費用等 (注)	17	—	—

取引条件および取引条件の決定の方針等

(注) 社宅の提供、一時帰国費用等は、その他の関係会社等であるヴァレオ・バイエンとの契約に基づくものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	179円25銭
1 株当たり当期純利益	25円54銭

以上

■業務の適正を確保するための体制

当社が、会社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項の概要は、下記の通りであります。

①当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

市光グループ行動規範を定め、取締役が自ら率先して遵守します。また、取締役への教育、コンプライアンス・CSR委員会からの取締役会での定期報告を通して、取締役の法令・定款の遵守についての意識を高めます。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会及び取締役会その他社内の重要会議の議事録並びに重要な決裁書類等について、それぞれ社内規程を定め、当該規程及び「情報管理規程」に基づいて適正に運用管理・保存を行います。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメント規程に基づき、企業経営において予見されるリスクを的確に識別、分析、評価し、有事の際のリスクや日常活動の中でのリスクに対するマネジメント体制を整備します。特に緊急事態発生時には「事業継続性管理規程」を定め、有事に備えた災害時対応マニュアル、緊急連絡体制を整備し、災害発生時の対応責任者を決定し、事業の継続性を確保します。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に際し資料を事前に送付して、十分な検討時間を確保します。業務執行を行う取締役は、執行役員を兼務して、それぞれ担当を定めて業務を執行します。また、年度予算及び中期経営計画を策定し、業務執行を行う取締役を含む経営陣に展開し、業務を執行します。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス規程、C S R規程の遵守を徹底・推進するとともに、社内通報制度を運用しています。コンプライアンス・C S R委員会の活動により、会社・従業員の活動をモニターし、研修を行うことにより、使用人個々人の法令遵守意識を高めています。また、内部監査により、法令及び定款への適合性を定期的に確認しています。

⑥当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」等、関係会社関連規程類を定め、子会社の企業経営の健全性、効率性をチェック・是正・指導します。

⑥ 1) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

子会社に取締役を派遣するとともに、取締役会議事録を当社に提出させることにより、子会社取締役の業務執行を監督します。また、子会社において一定の重要な事項が生じた場合には、「関係会社管理規程」等の関係会社関連規程類に定めるところに従い、当社に対して適切に報告を行わせるものとします。

⑥ 2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社にリスクマネジメント規程を制定させるとともに、定期的に子会社のリスク情報を入手し、これを分析・評価して、企業集団としてのリスクマネジメント体制を整備します。

⑥ 3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「関係会社管理規程」で子会社の取締役等の権限を定めるとともに、中期経営計画で、各子会社における事業の内容や方針を明確化します。

- ⑥ 4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「市光グループ行動規範」、「コンプライアンス規程」を各子会社に展開し、社内通報制度を導入します。各子会社のコンプライアンス活動をコンプライアンス・CSR委員会で報告します。

- ⑦ 当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査室及びその他の部署に補助業務を担当させます。

- ⑧ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動等については、あらかじめ監査役に相談し、監査役の意見を考慮に入れて決定します。

- ⑨ 当社の監査役の監査人の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が監査役の職務を補助すべき使用人に指示した業務については、取締役等は干渉しません。監査室の業務分掌には監査役の職務の補助業務を明記します。

- ⑩ 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会その他社内の監査役の出席する重要会議において業務執行状況等の報告又は情報提供をします。取締役は、監査役が作成した監査計画書に基づく監査に全面的に協力し、情報を提供します。

- ⑩ 1) 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与並びに使用人が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役の参加する取締役会、経営会議等の重要な会議、往査、或いは社長、会計監査人とのコミュニケーションの場を通じて監査役に報告をする他、内容によっては直接報告をします。

- ⑩ 2) 当社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の監査役は、子会社の監査役との情報交換や、子会社の往査を通じて、子会社の取締役、使用人等又はこれらの者から報告を受けた者から、報告を受けます。また、監査役は、社内通報制度による社内通報の情報を直接受け取ります。

- ⑪ 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報制度に関する規程において、社内通報制度による内部通報を行った報告者に対し、内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いをしないことを定めています。

- ⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行に必要な費用の支払を拒みません。監査役から申請があった場合、法令並びに当社の支払処理手続及び支払スケジュールに従って適切に処理します。

- ⑬ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、「監査役会規則」、「監査役監査規程」及び「監査役監査基準」を尊重し、監査計画の実施に協力します。

(平成27年4月16日)

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月16日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。

なお、改定内容は、当社グループの業務の適正を確保するための体制および監査に関する体制について当社グループの現状に即した見直しおよび法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現へ変更したものであります。

以上